

資料編

1 計画作成経過等

本計画の作成にあたり、協議会等を設置して協議・検討を行うとともに、市民や民間事業者、光市都市計画審議会等の意見を聴取するための機会を設けました。

(1) 光市都市再生推進協議会

本計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、学識経験者や関係団体の代表者などにより構成する「光市都市再生推進協議会」を新たに設置し、本計画の作成等について協議を行いました。

(ア) 会議開催日及び主な内容

	開催日	主な内容
第1回	平成29年8月1日	<ul style="list-style-type: none">・光市の都市づくりについて・立地適正化計画制度について・計画作成スケジュールについて
第2回	平成29年11月15日	<ul style="list-style-type: none">・市民アンケート調査結果（速報）について・都市の現状と課題について・都市づくりの基本的な方向性について
第3回	平成30年3月15日	<ul style="list-style-type: none">・市民アンケート調査結果について・都市づくりの基本的な方向性について・都市機能の誘導について
第4回	平成30年7月4日	<ul style="list-style-type: none">・都市づくりの基本的な方向性について・都市機能の誘導について
第5回	平成30年9月27日	<ul style="list-style-type: none">・都市機能の誘導について
第6回	平成30年11月19日	<ul style="list-style-type: none">・光市立地適正化計画（素案）について
第7回	平成31年3月14日	<ul style="list-style-type: none">・光市立地適正化計画（案）について

(イ) 設置要綱

光市都市再生推進協議会設置要綱

平成29年6月9日

告示第75号

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）及びその実施に関し必要な協議を行うため、光市都市再生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 立地適正化計画の作成（変更を含む。）に関する事。
- (2) 立地適正化計画の実施に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、立地適正化計画に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年を超えない範囲とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、説明、意見聴取その他必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(代理出席)

第7条 第3条第2項第2号の委員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出て、当該委員の属する団体の者を代理者として会議に出席させ、当該委員の職務にあたらせることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは会議に出席し、求めに応じて発言することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月9日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(ウ) 委員等名簿

役職等	氏名	所属等	その他
会長・委員	鵜 心治	山口大学大学院 教授	
副会長・委員	古田 健一	徳山工業高等専門学校 副校長（教授）	
委員	坂本 勲	徳山大学 准教授	
委員	国政 稔己	西日本旅客鉄道株式会社広島支社 企画課 担当課長	
委員	寶迫 啓之	防長交通株式会社 取締役営業部長	～平成31年3月7日
委員	兼石 隆規	防長交通株式会社 営業部 部長	平成31年3月8日～
委員	山根 一生	一般社団法人 山口県建築士会 光支部	
委員	藤井 勝	光商工会議所 会頭	
委員	梅本 幸子	大和商工会 会長	～平成30年5月29日
委員	清弘 俊幸	大和商工会 会長	平成30年5月30日～
委員	福野 修二	光市コミュニティ連絡協議会	
委員	竹中 博昭	一般社団法人 光市医師会 会長	
委員	西川 公博	社会福祉法人 光市社会福祉協議会 会長	
委員	高島 晴紀	光市介護支援専門員協会 会長	
委員	長岡 泰士	一般財団法人 山口県保育協会 光支部 副支部長	
オブザーバー	原 朋久	国土交通省中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課 課長	～平成30年3月31日
オブザーバー	辻野 満	国土交通省中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課 課長	平成30年4月1日～
オブザーバー	野嶋 秀範	山口県土木建築部都市計画課 調整監	～平成30年3月31日
オブザーバー	工藤 展照	山口県土木建築部都市計画課 主幹	平成30年4月1日～

(順不同、敬称略、所属等は委嘱・依頼時のもの)

(2) 光市都市計画審議会

都市計画に関する公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえた計画づくりを行うため、都市再生特別措置法の規定に基づき、光市都市計画審議会の意見の聴取を行いました。

(ア) 開催日及び主な内容

	開催日	主な内容
第1回	平成30年5月17日	<ul style="list-style-type: none">・市民アンケート調査結果について・都市の現状と課題について・都市づくりの基本的な方向性について
第2回	平成31年1月18日	<ul style="list-style-type: none">・光市立地適正化計画の作成について

(3) 集約都市形成検討委員会

庁内関係部局の課長級職員により構成する集約都市形成検討委員会を組織し、部局横断的な検討及び調整を行いました。

(4) 市民アンケート調査

市民の日常生活の実態や今後の都市づくりに関する意向等を把握するため、「光市の今後の都市づくりに向けた市民アンケート調査」を行いました。

(ア) 調査の方法

① 対象者	16歳以上の市民 2,000人（無作為抽出）
② 調査方式	無記名回答方式
③ 調査方法	郵送により調査票を配布・回収
④ 調査期間	平成29年8月1日～平成29年8月14日（14日間）

(イ) 回収状況

配布数	有効配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
2,000	1,994	799	40.1%

(5) 説明会

市民をはじめとした利害関係者の意見を直接お聴きし、計画に反映させるために、「コンパクトなまちづくりに関する説明会」を行いました。

(ア) 会議開催日及び会場

開催日	会場
平成 30 年 9 月 1 日	大和コミュニティセンター
平成 30 年 9 月 2 日	光市役所

(6) 意見公募（パブリックコメント）

市民等の意見・提言をお聴きし、計画に反映させるために、パブリックコメント制度を活用し、計画の案を公表して意見の公募を行いました。

(ア) 募集期間等

① 募集期間	平成 30 年 12 月 10 日～平成 31 年 1 月 10 日（32 日間）
② 資料公表場所	窓口 16 箇所及び市ウェブサイト
③ 応募件数	6 件（1 人）

2 関連用語集

あ 行

あっせん

間に入って、両者の間がうまくいくようにとりもつこと。また、ある物や人を求める人に紹介すること。

インセンティブ

目標を達成するための刺激。

都市機能や居住を誘導するために講じる優遇措置などが該当する。

か 行

開発行為 かいはつこうい

主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
民間事業者が行う団地造成などが該当する。

勧告 かんこく

ある行動をとるように説き勧めること。

基幹的公共交通 きかんできこうきょうこうつう

市内公共交通網の中心的な役割を担う公共交通。
本計画では、1日の運行便数が30便以上のもの。

既存ストック きぞんストック

既に存在しており、蓄えとなるもの。

市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等の都市基盤施設や公共施設、商業施設、医療施設などが該当する。

急傾斜地崩壊危険区域 きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上）で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの等のうち、急傾斜地の崩壊が助長、誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある区域。

居住誘導区域 きよじゅうゆうどうくいき

都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域。

公共交通空白地域 こうきょうこうつうくうはくちいき

駅やバス停留所から一定の距離を越えた、公共交通の利便性が低い地域。

本計画ではバス停留所から 300m 離れており、かつ鉄道駅から 800m 以上離れている地域。

高次都市機能 こうじとしきのう

医療、福祉、商業等の都市機能のうち、広域の地域を対象とした質の高いサービスを提供する機能。

洪水浸水想定区域 こうずいしんすいそうていくいき

洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を図るため、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

交通結節点 こうつうけっせつてん

交通手段（徒歩や自動車、路線バス、鉄道など）の接続が行われる場所。ハブ。鉄道駅やバスターミナルなどが該当する。

交流人口 こうりゅうじんこう

買い物、通勤・通学、文化、スポーツ、レジャー、観光、ビジネス等のさまざまな目的で、外部からその地域を訪れる（交流する）人口。

コンパクトなまちづくり

暮らしやすさの向上や中心部の商業などの活性化、効率的な行政サービスの提供等を目的に、拠点への機能の集約と人口の集積を図ること。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ 行

GIS ジーアイエス

地理情報システム（GIS : Geographic Information System）。

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示することで、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

市街化区域 しがいかくいき

既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域 しがいちちょうせいいくいき

市街化を抑制すべき区域。

自主財源 じしゅざいげん

地方公共団体が自主的に調達できる財源。

地方税や地方消費税、手数料、使用料などが該当する。

人口集中地区（D I D） じんこうしゅうちゅうちく／ディーアイディー

国勢調査による人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が互いに隣接して、5,000 人以上となる地区のこと。Densely Inhabited District の頭文字から「D I D（ディーアイディー）」と呼ばれることが多い。

た 行

大規模小売店舗 だいきぼこうりてんぽ

大規模な小売店のことで、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、1,000 m²を超えるもの。

地域コミュニティ ちいきコミュニティ

地域住民が生活している場であり、消費・労働・教育・医療・祭り・スポーツ等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、又はそのような住民の共同体。

地域内交通 ちいきないこうつう

公共交通が運行されていない地域等における、地域の特性に応じた乗合タクシー等の交通システム。

特別用途地区 とくべつようちちく

用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。

都市機能増進施設 としきのうぞうしんしせつ

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域 としきのうゆうどうくいき

都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらのサービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針 としけいかくうんようししん

国が、国として、今後、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

都市計画基礎調査 としけいかくきそちょうさ

都市計画区域を対象におおむね5年ごとに県が行う調査。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用の状況などについて、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域 としけいかくくいき

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるため、県が指定する区域。

都市計画マスタープラン としけいかくマスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針。都市計画を推進するにあたり具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像や整備方針等を総合的に定めたもの。

土砂災害警戒区域 どしゃさいがいけいかいくいき

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命ま又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域 どしゃさいがいとくべつけいかいくいき

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

は 行

パブリックコメント

公的な機関が計画を策定しようとするとき等に、広く住民から意見・情報・改善案等のコメントを求める手続き。

PDCAサイクル ピーディーシーエーサイクル

P l a n（計画）－D o（実行）－C h e c k（評価）－A c t（改善）のプロセスからなる計画管理などの継続的改善手法。

PPP/PFI ピーピーピー／ピーエフアイ

PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。

「Public Private Partnership」

PFI：公共施設等の設計、建設、運営等に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。「Private Finance Initiative」

PPPの代表的な手法の一つ。

ま 行

メッシュ

地表面を緯度・経度に基づいて、格子状に分割したもの。

統計データ等とあわせて、様々な分析などに利用される。

や 行

誘導施設 ゆうどうしせつ

都市機能誘導区域内にその立地を誘導すべき都市機能増進施設。

用途地域 ようとちいき

都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図るため、区分を定めた地域。

光市立地適正化計画

発行：山口県光市

編集：光市建設部都市政策課

〒743-8501

山口県光市中央六丁目1番1号

電話 (0833) 72-1574

<http://www.city.hikari.lg.jp>
